

公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針【改定版】の概要

「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」平成19年8月 策定

- 平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」施行
- 平成17年8月26日 「公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針（品確法基本方針）」 閣議決定

総合評価方式の導入・活用 等を位置づけ

国の動き

【背景】

建設投資の減少や競争の激化などにより建設業の経営を取り巻く環境が悪化
技能労働者の高齢化や若年入職者の減少など担い手不足 など

- 平成26年6月4日 改正品確法 公布・施行
- 平成26年9月30日 改正品確法基本方針 閣議決定
- 平成27年1月30日 発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）作成

見直しの趣旨

品確法の改正等により、現在及び将来の公共工事の品質確保に加え、その担い手の中長期的な育成・確保の促進といった新たな理念が追加されたこと等を踏まえ、道の取組をより一層進めていくため、本取組方針を見直すもの。

I 取組方針の位置づけ及び目的

【位置づけ】 公共工事の品質確保及び公共工事に関する調査・設計並びに完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理に関する道の基本的な取組の方向性を定めるもの

【目的】 発注関係事務、担い手の中長期的な育成・確保及び道内市町村への支援等に係る取組の基本的な方向性を定めることにより、国及び市町村等と相互に連携・協力し、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって道民の福祉の向上及び本道経済の健全な発展に寄与

II 公共工事を取り巻く状況

【北海道の社会資本整備を取り巻く状況】

- 広大な面積や厳しい気象条件等の本道の特性
- 人口減少社会への対応
- 厳しい道の財政状況
- 災害リスクの高まり
- 社会インフラの老朽化
- バックアップ機能の強化
- 道の技術職員の減少等



平成25年道東暴風雪



道路橋梁の老朽化状況



除雪の状況

【北海道の建設業を取り巻く状況】

- 建設投資額の減少、道内建設業就業者の減少及び高齢化の進行など厳しい経営環境
- 社会資本の維持、災害時における対応、雇用や地域の活性化など重要な役割を担っている

III 公共工事の品質確保の意義

品質確保の意義

- ・就労環境の悪化に伴う若年入職者の減少、建設生産を支える技術・技能の継承が困難、発注者のマンパワー不足など、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に関する懸念の高まり
- ・災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の確保に支障を生じるおそれがあることへの懸念

こうした状況に対応するため、将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るための取組を、より一層進めていく必要がある

現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保とその中長期的な担い手の育成・確保を図るため、**道が発注者として取り組むべき事項について改めて明確にする**とともに、品確法等の改正及び運用指針により、**中長期的な技術的能力確保、多様な入札契約方式の導入・活用、労働環境の改善、発注者間の連携強化等**に関する事項が新たに示されたことを踏まえ、**これらの事項に関する道の基本的な取組の方向性を追加**する。

★7つの柱にわけて、取組の方向性を示す

1 工事に関する発注関係事務の適切な実施

Point：発注関係事務の適切な実施に係る道の責務を明確化

- 担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保可能な予定価格の設定
- 著しい低価格受注の防止 ○計画的な発注及び適切な施工時期
- 施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

2 工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映

Point：中長期的な技術的能力確保のため、若年技術者等の育成や災害時の体制確保等に関する審査・評価に向けた考え方を追加

- 競争入札参加資格者名簿の作成に際しての資格審査
- 個別工事に際しての競争入札参加者の技術審査等 ○中長期的な技術的能力の確保に関する審査等
- 技術提案の審査・評価における学識経験者の意見聴取

3 工事に関する多様な入札契約方式の導入・活用

Point：地域における社会資本の維持管理に資する方式や段階的選抜方式など多様な入札契約方式の導入・活用に向けた考え方を追加

- 競争入札参加者の技術提案を求める方式（総合評価落札方式） ○契約方式の選択
- 競争入札参加者の設定方法の選択 ○落札者の選定方法の選択 ○支払い方法の選択

4 工事の監督・検査等の充実・強化

Point：工事の監督・検査等の充実・強化の方向性を明確化

- 監督・検査・工事成績評定の適切な実施 ○工事成績評定等に関する資料のDB化
- 現場の施工体制等の適切な確認 ○受注者との協議等の迅速化・情報共有の強化等
- 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

5 設計・調査における品質確保の推進

Point：発注関係事務の適切な実施に係る取組や業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の導入・活用に向けた考え方を追加

- 発注関係事務の適切な実施等 ○業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の導入・活用
- 競争入札参加者の技術的能力の審査 ○委託業務の完了確認検査・成績評定の適切な実施

6 担い手の育成・確保の取組

Point：建設産業支援プランに基づく支援、労働環境等の改善、道の発注体制の強化等に関する事項を追加

- 技術と経営に優れた企業づくり ○労働環境等の改善の推進 ○道の発注体制の強化等

7 市町村への支援

Point：発注者間の連携強化に関する事項を追加

- 発注者間の連携強化 ○発注体制等の整備が困難な市町村に対する必要な支援

道が発注者として取り組むべき事項

その他の取組

V 取組の進め方

毎年度、取組状況を取りまとめて北海道建設業審議会に報告し、その意見を踏まえて次年度以降の取組を検討するなど、より実効性の高い取組を計画的に推進する

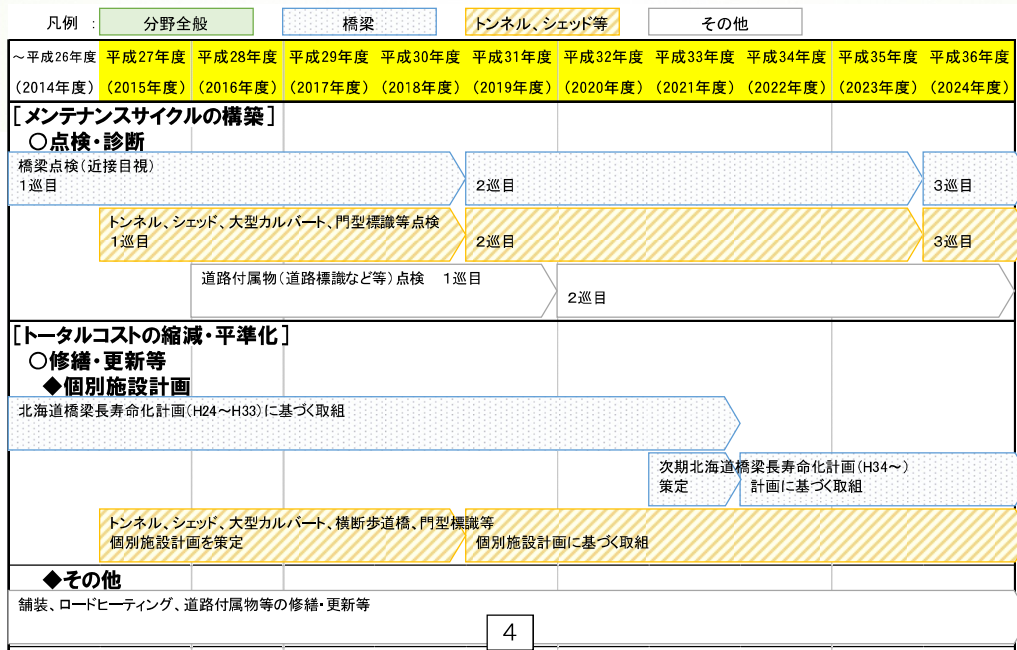
公共施設をつぎの6つの分野に分類して、施設毎の具体的取組を示す。

- I 交通 ~ i.道路、ii.交通安全施設、iii.空港、iv.港湾（海岸）
- II 上下水道等 ~ i.下水道、ii.発電施設、iii.工業用水道施設、iv.坑廃水処理施設
- III 公園等 ~ i.自然公園、ii.都市公園、iii.森林総合施設
- IV 治水 ~ i.河川、ii.治水ダム、iii.砂防、iv.建設海岸
- V 農林水産基盤 ~ i.農業水利施設、ii.農地防災施設、iii.林道、iv.治山、v.漁港、vi.漁港海岸
- VI 建築物（庁舎、病院、学校施設、社会教育施設、警察施設、道営住宅など）

- 1 対象施設 ~ 本計画の対象となる施設とその基数等を明示
- 2 現状と課題 ~ 代表施設の高齢化の状況及び老朽化対策の取組状況を記載
- 3 施策の方向性
 - (1) メンテナンスサイクルの構築
 - ア. 点検・診断、イ. 情報の蓄積と利活用、ウ. 基準等
 - (2) トータルコストの縮減・平準化
 - ア. 修繕・更新等、イ. インフラ機能の適正化、ウ. 新技術の導入
 - (3) インフラ長寿命化に向けた推進体制
 - ア. 施設管理者の体制づくり等、イ. 担い手（民間企業等）の確保に向けた取組
- 4 工程表 ~ 計画期間（H27～H36）における各取組の実施予定を明示

・重点的な取組の3つの柱に沿って実施方針を記載
 ・点検・診断の実施時期や個別施設計画の策定期間などを明記

工程表（「道路」の例）



北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）

【概要版】

1 計画の概要

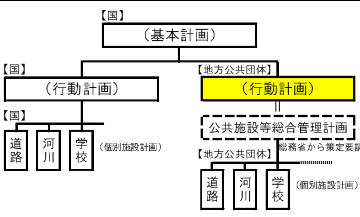
(1) 計画策定の趣旨

- ◆ 高度経済成長期に集中的に整備された社会資本が、今後一斉に更新時期を迎えることから、施設の老朽化対策が大きな課題
- ◆ 全国を上回るスピードで人口減少・少子高齢化が進行しており、インフラの長寿命化や必要な機能の適正化など戦略的な管理により、維持管理・更新等に係るコストを縮減・平準化する取組が急務

道が所有する全ての施設について、老朽化などの状況を把握し、課題を浮き彫りにした上で、施設毎に老朽化対策の基本的な方針を示すために、本計画を策定

(2) 計画の位置づけ

- ◆ 国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき策定する「行動計画」であり、公共施設等総合管理計画を兼ねる
- ◆ 道の「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」における「効果的・効率的な維持管理」や「北海道強靱化計画」における施策プログラムに示された各施設の老朽化対策を着実に推進するものであり、維持管理・更新等に係る中期的な取組方針を示すもの



(3) 計画の範囲

- ア 対象施設：交通、上下水道、公園、治水、農林水産基盤、建築物の各分野において、北海道が管理する全ての施設
- イ 計画期間：平成27年度から概ね10年間とする。ただし、北海道総合計画などの改定や社会経済情勢の変化などに柔軟に対応することとし、必要な計画の見直しを行う

(4) 計画の構成

「共通編」	「施設編」
<p>1 計画の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定の趣旨、計画の位置づけ、範囲 <p>2 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の状況、地象気象、財政状況 ・ 維持管理の課題 <p>3 管理に関する基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な考え方 ・ 重点的に取り組む3つの柱 <p>4 施策の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3つの柱に沿った具体的な取組 ・ メンテナンスサイクルの構築 ・ トータルコストの縮減・平準化 ・ インフラ長寿命化に向けた推進体制 <p>5 計画のフォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画の推進管理方針 ・ 計画の更新 	<p>○施設毎の具体的な取組</p> <p>I 交通関係施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、交通安全施設、空港、港湾（海岸） <p>II 上下水道等関係施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道、発電施設、工業用水道施設、坑廃水処理施設 <p>III 公園等関係施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園、都市公園、森林総合施設 <p>IV 治水関係施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川、治水ダム、砂防、建設海岸 <p>V 農林水産基盤関係施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業水利施設、農地防災施設、林道、治山、漁港、漁港海岸 <p>VI 建築物関係施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎等、病院、学校施設、社会教育施設等、警察施設、道営住宅、職員住宅、文化財等